

令和7年12月10日・11日 開催

常任委員会会議録

箕輪町議会

総務産業常任委員会審査会議録

1. 常任委員会日程 令和年7年12月10日・11日

2. 会議を行った場所 箕輪町役場 301委員会室

3. 委員会審査順

審査順序	課 等 名	ページ
1	総 務 課	2～6
2	みどりの戦略課	6～11
3	水 道 課	11～14
4	住民税務課	14～16
5	商工観光課	16～20
6	建 設 課	21～24
7	企画振興課	24～36

議事のでんまつ

午後1時00分 開会

【①総務課】

○7番 岡田総務産業常任委員長 時間になりましたので、ただいまより総務産業常任委員会を開会いたします。ただいまの出席議員は7人であります。本日の会議を開きます。

最初に、委員会審査会議録署名議員の指名を行います。6番 上田 学議員、12番 中澤 清明議員の両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、本会議で総務産業常任委員会に付議されました事件の委員会審査を行います。

議案第9号 令和7年度箕輪町一般会計補正予算（第7号）のうち、総務課、ゼロカーボン推進室に関わる部分の審査を行います。説明を求めます。

毛利課長お願いします。

○毛利総務課長 それでは、議案第9号でございます。令和7年度 箕輪町一般会計補正予算（第7号）の総務課、それから、ゼロカーボン推進室、DX推進室それぞれに関係する部分につきましてご説明をさせていただきます。それぞれ予算書のページを追いながら、担当の係長からすみません、説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○7番 岡田総務産業常任委員長 市川係長お願いします。

○市川危機管理係長 それでは、資料の10ページを一般10ページって言うんでしょうか、お聞きいただければと思います。

歳入のご説明でございます。ページの一番下になりますけれども、16款の国庫支出金の中の消防費国庫補助金の補正でございます。当初、消防団設備整備費補助金ということで、国から補助を受けてですね、消防団の消防団員用の新しい活動服をつくりましたけれども、新調いたしました、この購入費用について国の補助金を充てるという計画でございました。しかしながら、手を挙げたものの不採択になってしまったということですね、補助金が頂けなくなってしまったということございまして、ご覧の金額を補正で減額させていただくものとなります。

歳入につきましては以上でございます。

○7番 岡田総務産業常任委員長 清水係長お願いします。

○清水人事係長 それでは、歳出の説明に移らせていただきます。ページが13ページになります。0201一般管理費でございます。職員の人件費に係るものにつきましては、最後給与費明細書について後ほど説明をさせていただきます。委託料でございます。職員募集の委託料67万1,000円を計上させていただきました。今年度の職員採用を行って見たところ、なかなか集まりが悪かったというような現状もございまして、求人サイトを使わせていただくというような委託料でございます。続きまして、人事評価システムの運用保守委託料でございます。82万5,000円です。こちらにつきましては次ページにございます使用料の当初の予算では人事評価システムの利用料ということで計上させていただきました。実

際に契約等確認する中で、システムを使用するだけでなく、それに関わる保守も含めて契約をするということになりましたので、財源を組み替えさせていただくものとなります。

○三澤総務係長 続きます、同じく14ページの0201一般管理費の使用料及び賃借料で、一番上のところになりますが、複写機のパフォーマンスチャージ料の増額でございます。こちらにつきましては、入れております複合機の印刷のカウンタ量の増額になっております。増えた要因としましては、4月から9月頃にかけて、今年につきましてはイベント等多数ございましたので、そちらのチラシ等の印刷が増えたものと推測されますが、こちらの印刷物の印刷数の削減には日々取り組んでいる状況でございますが、実際に印刷使用枚数が増えているという状況でございますので、こちらの増額ということでさせていただきます。

先ほど人事の関係のシステムの減と併せまして、こちらは増額なるんですけれども、併せまして7万7,000円の減となっております。

続きます、0202の庁舎管理費、同じく14ページでございます。こちらの中盤から下のほうになりますが、光熱水費の増額となっております274万4,000円でございます。こちらにつきましては、役場庁舎の光熱水費の増額ということで補正をお願いいたします。主には電気使用料が増えているということで、こちらの見込みで増額の補正をさせていただいております。

前年度と比較いたしましても増えている状況でございます、原因としましては考えられるものは気候的なもので、降水量も少なく気温が高かったためにエアコンを使用する時間が増えていたこと。また、今年度から稼働しておりますソーラーカーポートがございますので、EV車への給電などが主な原因として捉えておりますので、こちらでの電気料の増額見込みとしまして、こちらの額を補正をさせていただきたいと思っております。

その下の修繕料でございます。役場庁舎等の修繕料の増額で100万円でございます。こちらにつきましては、以前にもありましたが、ちょっと役場庁舎内でトイレの排水詰まりですとか、ちょっと水道の修繕等が続く事態がございました。現在、引き続き異常がないかというのを経過的に見てはおりますが、この冬の期間、春先に向けての対応できる修繕費が不足してまいりますので、今回増額の補正をさせていただいております。

その下の委託料ですが、庁舎床のクリーニング業務委託料の増額でございます。こちらにつきましては、今年の6月の補正予算で庁舎床のクリーニングの床の計上をさせていただきましたが、再度精査している中で不足する部分の細部の部分の箇所を確認しまして、また2階の部分になりますけれども、一部の企画振興課の窓口に来庁者がいらっしゃったりしますので、その部分のところにちょっと汚れが目立つということでこちらの剥離作業、それから1階のトイレの主に個室の中になりますけれども、こちらもちょうと黒ずんだ汚れが出てまいりましたので、こちらも併せて、今回の補正によってちよっときれいにさせていただきたいと思っております、補正予算のほうを出させていただきました。以上です。

○清水人事係長 15ページをお願いいたします。0206職員福利厚生費でございます。こち

ら、職員の健康診断に関わる部分でして、事業主負担分がございませう。その分を当初予算では委託料ということで計上させていただきますが、実際には町と健診機関が契約するのではなく、市町村共済組合が委託を行いまして、その指定機関に町の職員が健診を受けに行つた後、負担金というふうな形でお支払いをするということですので、負担金と組み替えをさせていただくものとなっております。

○7番 岡田総務産業常任委員長 小口係長

○小口DX推進係長 同じく15ページ、その下でございませう情報通信センター事業費0211でございませう。光熱水費の183万8,000円でございませう。こちらですが、昨年度決算ベースに高効率空調やLED化による削減量を見込んで、今年度当初予算を組んでございませうが、今年度の気候的な部分で、夏場の夜間ですけれども、サーバー室の空調がかなり稼働したことによって使用したkw数が昨年度より削減をされているものの、当初見込んだ削減量よりも少なかったということから、増額をお願いするものでございませう。

同じページのさらに下のほうですけれども、情報化推進費0221でございませう。

一番下の委託料でございませう。こちら勤怠管理システム構築業務ということでございませうが、令和8年4月から、システムにより職員の勤怠を管理するための初期導入費用を計上してございませう。

16ページをお開きください。上のほうの備品購入費でございませう。次年度を予定してますけれども、職員が使用する端末の更新が控えておりまして、機種選定の参考にするために事前に数機種、数種類の端末を購入して、どのような端末がよいか検証をするための費用でございませう。なお、今回購入した端末はそのまま次年度に職員へ割り当てることとしますので、そのまま活用する想定でございませう。

その下の負担金でございませう。こちら給与システムにつきまして、子ども子育て支援金制度の対応のためのシステム改修ということで、自治振興組合の負担金ということで増とさせていただきます。以上でございませう。

○7番 岡田総務産業常任委員長 市川係長

○市川危機管理係長 少し飛びましてですね、29ページをお願いいたします。

9款の消防費でございませう。先ほど、歳入の中でご説明させていただきましたが、消防団設備整備費補助金が不採択となったことによりまして、当初国庫支出金で賄うこととしておりました補助金相当額を一般財源に組み替えさせていただくものでございませう。

○7番 岡田総務産業常任委員長 清水係長

○清水人事係長 それでは35ページをお願いいたします。

給与費明細書でございませう。

(1)総括の部分でございませう。比較の欄にて説明をさせていただきたいと思ひます。今回の給与費ですが、会計年度任用職員の賃金が長野県の最低賃金引上げに伴ひまして、改定したことによるものの増が大きな理由でございませう。報酬として438万9,000円、職員手当が6万円で、共済費につきましてはマイナス2万円、合計として442万9,000円の増額とな

っております。説明については以上となります。

○7番 岡田総務産業常任委員長 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありますか。

平出委員。すみません。事前にあのお名前と、ちょっと発言が録音で聞き取りにくいということが言われてますので、ぜひできるだけはっきりとお話しただければと思います。よろしくお願いします。

○1番 平出委員 今の消防の被服費の不採択なんですけども、具体的にどのような理由で不採択になったのかをお尋ねします。

○7番 岡田総務産業常任委員長 市川係長

○市川危機管理係長 消防団の活動服に関しましては、現在使用してきているものが2代目の活動服となります。3代目の活動服に導入を切り替えるというようなことを考えているわけなんですけど、初代の活動服から同様なんですけど、北部、上伊那北部の辰野、南箕輪村も含めたですね、3町村で統一して活動服を導入してきているというそういう歴史がございます。そんな中で、今回3代目の活動服についても、3町村統一した仕様の下、更新をしていこうということを確認をいたしまして、それぞれの町村でこの消防庁の補助金ですけれども、手を挙げて申請をしておりましたけれども、残念ながら3町村ともですね不採択になってしまったということでございます。

ちょっと理由については、県を通じて不採択の通知を頂いておりますけれども、特段こういった理由でということ示されておらず、単に不配分になりましたということと通知があったのみでありますので、ちょっと詳しい事情については、存じ上げていないところでございます。

○7番 岡田総務産業常任委員長 平出委員

○1番 平出委員 そういった統一してやるということは大変いいことだと思いますので、ぜひ通るように不採択理由も聞く中で、更新ができるような進め方をぜひしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○7番 岡田総務産業常任委員長 市川係長

○市川危機管理係長 一応更新、今回の更新については、以前もそうなんですけれども、単年で更新を全団員分していくということで、厳密に言うと全団員というよりも、実働の団員に行き渡るように更新をしていくというようなことで進めてきましたので、次回となると、またやっぱりこの活動服も流行り廃りみたいなものがありまして、だんだんとかオレンジ色の配色が増えてきているっていうそんな動きがある感じであるんですけど、当面はその消防庁基準型の活動服は、現行品が今のはやりのものというような感じでありますので、次、いつ頃新しい基準型が出てくるのかはちょっと分かりませんが、当面は今回更新したものを、今までのものも12年ほど着用し続けているところがありますので、更新のサイクルはちょっとどのくらいかを分かりませんが、またその頃になるとのお話なのかなというふうに思っているところです。

○7番 岡田総務産業常任委員長 ほかはいかがでしょうか。よろしいですかね。

(「なし」の声あり)

○7番 岡田総務産業常任委員長 特にないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○7番 岡田総務産業常任委員長 討論ないので、討論なしということで採決を行います。

議案第9号 令和7年度箕輪町一般会計補正予算(第7号)のうち、総務課、ゼロカーボン推進室、DX推進室に関わる部分について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○7番 岡田総務産業常任委員長 ご異議ないものということで、可決すべきものと決しましたので、本会議でその旨報告をいたします。以上でよろしいですかね。ないですか。

【総務課 終了】

【②みどりの戦略課】

○7番 岡田総務産業常任委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

みどりの戦略課に関わる案件を議題といたします。最初に議案第5号 箕輪町分担金徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。説明を求めます。

山口課長、お願いします。

○山口みどりの戦略課長 担当のほうから説明させますのでお願いします。

○7番 岡田総務産業常任委員長 潮田係長お願いします。

○潮田農業振興課係長 それでは議案第5号 箕輪町分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について説明をさせていただきます。提案理由でございます。この条例は近年農道、林道及び農業用水路の公共性が高まっている状況を鑑みまして、工事及び林道関係の工事の町単独事業の分担率を公共土木関係工事と同様の分担率に改正するものでございます。

資料すみません。こちらはですね、令和8年4月1日から施行を予定しております。資料3ページになります。新旧対照表ということで載っております。

町単独事業の農道及び水路改良事業、それから林道整備事業が現行は100分の30となっておりますが、こちらを100分の15に改正をしたいと思っております。

それから、農地及び林道施設の災害復旧事業につきましては、現行100分の15となっているものを、100分の10に改正するというようお願いしたいと思っております。

最後の資料4ページでございますが、こちらは箕輪町分担金徴収条例の現行の表が載っておりますのでよろしくお願ひいたします。説明は以上になります。よろしくお願ひします。

○7番 岡田総務産業常任委員長 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありますか。よろしいですか。特になければ質疑を打ち切ります。

(「なし」の声あり)

○7番 岡田総務産業常任委員長 では、討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○7番 岡田総務産業常任委員長 討論なしと認めます。採決を行います。

議案第5号 箕輪町分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○7番 岡田総務産業常任委員長 異議なしということで、本件は可決すべきものと決しましたので、本会議でその旨報告をいたします。

続いて、議案第8号 箕輪町火入れに関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。説明を求めます。山口課長、お願いします。

○山口みどりの戦略課長 それでは、議案第8号 箕輪町火入れに関する条例の一部を改正する条例制定についてを説明させていただきます。

本会議でも申し上げましたが、提案理由につきましては、異常乾燥注意報という文言が今ありませんので、それに代わる乾燥注意報を総務省に改正するもの、また総務省で最近山火事等多くなっておりますので、それらに新設予定であります林野火災注意報等々に対応した文言に改正するものでございます。

議案の2ページに資料といたしまして、新旧対照表をつけてございます。左側が現行でありますけれど14条中、異常乾燥注意報または火災警報の部分です。右側改正案、乾燥注意報等が発令され、または林野火災に関する注意報もしくは火災警報が発令された場合という文言に改正するものでございます。

文言の訂正が主でございますのでよろしく願いいたします。以上で説明を終わります。

○7番 岡田総務産業常任委員長 説明をいただきました。

質疑を行います。質疑ありますか。

(「なし」の声あり)

○7番 岡田総務産業常任委員長 質疑ありません。すみません。ちなみに、これ、火入れってどっからどこまでのことを火入れ、この火入れの定義って教えていただけますか。すみません。山口課長、お願いします。

○山口みどりの戦略課長 この森林、火入れに関する条例でありますけれど、森林法の第21条の許可等々を目的としているものでございまして、その21条には森林やその周辺で火入れをする場合、その所在地の市町村長の許可が必要であり、その目的としましては、造林、開拓準備、害虫駆除などに限定されるものとなっておりますけれど。

○7番 岡田総務産業常任委員長 中澤委員

○12番 中澤委員 この新旧対照表でね、旧のものは異常乾燥注意報または火災警報が発令されたってなってるんだけど、新のほうでは強風注意報と乾燥注意報については発令されて、林野火災と火災警報等については発令っていうふうになってるんだけど、この発

表と発令を使い分けたのはなぜかっていう点と。これってどこから出される、どこから発表されるあるいは発令される警報、注意報なんですか。

○7番 岡田総務産業常任委員長 山口課長、お願いします。

○山口みどりの戦略課長 発令と発表でありますけれど、気象庁が発表、市町村についてが発令という使い分けをしているようでございます。

市町村長のその発令、この発令に関しましては、現在その消防庁関係ですので、広域連合のほうから発令が出されるときと聞いております。

○7番 岡田総務産業常任委員長 ちょっとすみません、先ほどの火入れの定義も含めてなんですけども、これみどりのほうから出てくるっていうことは、例えば農地や林野ってことだと思えますけども、例えば庭で草をどうこうする、燃やすとか、片づけるといったことについては、これ該当しないのか。その火入れっていうのを、今回その農地や林野に限る話なのか、その辺についてちょっとお聞かせください。

山口課長

○山口みどりの戦略課長 箕輪町の火入れに関する条例の中では、箕輪町の森林または森林の周囲1kmの範囲内と書いてありますので、庭とかのその野焼きとかそういうのは該当しないと思ってください。

○7番 岡田総務産業常任委員長 ほか、よろしいですかね。

(「なし」の声あり)

○7番 岡田総務産業常任委員長 特にないようですので質疑を打ち切ります。

討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○7番 岡田総務産業常任委員長 討論ありません。

採決を行います。

議案第8号 箕輪町火入れに関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○7番 岡田総務産業常任委員長 ご異議ないものと認め、可決すべきものと決定しましたので、本会議でその旨報告いたします。

続いて、議案第9号 令和7年度箕輪町一般会計補正予算(第7号)のうち、みどりの戦略化に関わる部分を議題といたします。説明を求めます。山口課長お願いします。

○山口みどりの戦略課長 それでは議案第9号 令和7年度箕輪町一般会計補正予算(第7号)について説明をさせていただきます。議案書の10ページをお願いいたします。

まず歳入でございます。10ページの下段から3段目であります6の農林水産業費国庫補助金の中でございますが、農地利用最適化交付金の増ということで、124万2,000円を国庫のほうから補助金としていただいております。収入は以上でございます。

それで続きまして、歳出でございますが、25ページをお願いいたします。25ページ6款

であります。6款の1農業委員会費でございます。農業委員会費0601委員報、酬農業委員会委員報酬増106万円が109万6,000円であります。先ほど歳入でありましたけれど、国からの補助金交付金ですね、交付金の増がこの委員報酬の増になります。さっきの124万2,000円のうち、109万6,000円分が委員会の報酬に充てていいというものでございますので、その分の109万6,000円の報酬の増、それ以外につきましては、委員会に入るものでありますので、消耗品等々の財源に充てさせていただいております。

その下、非常勤職員共済費等は人件費の増でございますので、その一番下、通信運搬費、農地台帳発送等郵券料の増56万1,000円につきまして説明をさせていただきます。

現在、農家基本台帳は、農業事務嘱託員等に配布をしていただいております。ですけれど、今回から発送、次年度からは嘱託員は廃止しまして、全郵送に切り替えるわけがあります。その部分につきまして、3月に農地基本台帳発送することから今回当初では間に合いませんので、今回の補正で発送の郵券料を増額するものでございます。現在は通常県外とか町外者に対しましての発送分820人分を予算化してありましたけれど、今回、全部全農家を対象として発送いたします3,700世帯ぐらいが該当になりますので、その差額分の56万1,000円を増額させていただきたいというものでございます。

続きまして、26ページをお願いいたします。上段、農業振興費0610でありますけど、上段の部分につきましては、人件費の増でございますが、この26ページの1丸ポチであります農業振興戦略費0620委託料、道の駅関連事業実施設計等委託料でございます。1,405万8,000円、先ほど現地確認をしていただいたときに説明もいたしました。道の駅にするために必要最低限の施設改修に伴います実施設計の委託料でございます。よろしくお願いたします。

○潮田農業振興課係長 続きまして、同じく26ページであります農地費の補助金になります。町単独土地改良事業費の補助金で、こちらは伊那土地改良区の水路改修等の補助金の増ということで、175万円を計上してございます。

こちらは伊那土地改良区の県営事業が採択されたものによるものと、あと三日町の頭首工のゴム堰が破損したということで、緊急的に国交省、それから農水省のポンプ車を派遣していただき、（聴取不能）のほうをさせていただきました。

それに対する補助金ということで、今回計上させていただいたものでございます。

○山口みどりの戦略課長 ヤグチです。その下であります林業費、林業振興費0680でございます。これは、人件費による増額のものでございますのでよろしくお願いいたします。

以上によって、議案第9号のみどり戦略に関わる部分の説明は終わります。

○7番 岡田総務産業常任委員長 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありますか。

どうぞ、中澤委員

○12番 中澤委員 さっきの農地台帳を託送にするというお話なんですけど、回収はどうされますでしょうかというの、1点と。いわゆる農事の役員を各町会であれしてると

思うんだけど、その仕事はこれからどうなりますでしょうか。農事ずっとまだ置くかどうかですね。

○7番 岡田総務産業常任委員長 山口課長お願いします。

○山口みどりの戦略課長 説明が足りませんすみません。最初の回収の部分につきましては、今回、今年度もそうでしたけれど、変更があった場合だけ返送というか回収しますよという感じにしております。ですので、今後も今度は郵送になりましたら、返信用の封筒を同封いたしますので、もし変更があった場合には返送用の封筒でお返しくささいというシステムにしましたので、その今増額した分には返送用の郵券料も多少含んでいる内容でございます。

○7番 岡田総務産業常任委員長 潮田係長

○潮田農業振興課係長 水田の計画書も農地台帳のほかに配布回収があるんですが、水田の計画書については例年、1月下旬から2月に配布して回収しております。事務嘱託員はですね、2月末まで任期ありますので、令和8年産米の取りまとめについては、引き続き配布の回収をお願いしたいと思っております。来年度以降につきましては、農業事務嘱託員のほうを廃止させていただきますので、そちらにつきましては個別に郵送しまして、そこに返信用封筒を入れさせていただき、そこで計画書を出していただくということで考えております。

嘱託員につきましては、町から発送するものは全て仕事がありません。ただJAのほうはですね、引き続き農事班長それから農家組合長を維持したいということでありますので、JAのほうは引き続き配布、回収等をするということで聞いております。

ちなみに、農業共済も一緒にしていたんですけれども、農業共済組合のほうも町と同様に全て廃止をしまして、農業共済組合のほうから個別郵送して必要であれば回収をするというようなことで聞いております。

○7番 岡田総務産業常任委員長 山口課長

○山口みどりの戦略課長 ですので、来年度以降はもう農業事務嘱託員はもういなくなりますので、農業委員嘱託員の報酬についても予算のほうは載せてございません。

○7番 岡田総務産業常任委員長 中澤委員

○12番 中澤委員 ちょうど今、その新年度のそういう場会の役員をつくってるんですけど、なかなかねやっぱり、人が減ってきちゃってやり手がいないっていう中ですので、大変いいことだと思います。ぜひお進めください。ありがとうございます。

○7番 岡田総務産業常任委員長 ほかいかがでしょうか。平出委員、どうぞ。

○1番 平出委員 歳入で説明がありました国庫補助金のその農地利用最適化交付金っていうのが、今見ると名前が変わってるんじゃないかと思うんですけど、その点は農地利用効率化等支援交付金という名称に変わってるんじゃないでしょうか。

今、ちょっとそのどういう内容かネットで調べたら、令和7年度農水省のホームページでは、農地利用効率化等支援交付金に名称変更したって。

○7番 岡田総務産業常任委員長 潮田係長

○潮田農業振興課係長 こちら、農地利用最適化交付金は農業委員会宛での補助金であります。先ほど言った農地利用効率化の補助金につきましては農水省のホームページに載っておりますけれども、こちら担い手に対する機械補助とかが主になってくるものでありまして、すみません10分の3補助だったと思いますけど、融資を使った補助の機械導入という形で、承知しております。別物の補助金です。

○1番 平出委員 分かりました。ありがとうございました。

○7番 岡田総務産業常任委員長 ほか、いかがでしょうか。よろしいですかね。

(「なし」の声あり)

○7番 岡田総務産業常任委員長 特にないようですので質疑を打ち切ります。

討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○7番 岡田総務産業常任委員長 討論ありませんので、採決を行います。

議案第9号 令和7年度箕輪町一般会計補正予算(第7号)のうち、みどりの戦略化に関する部分を原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○7番 岡田総務産業常任委員長 ご異議ないものと認め、可決すべきものと決しましたので、本会議でその旨を報告いたします。

【みどりの戦略課 終了】

【③水道課】

○7番 岡田総務産業常任委員長 休憩前に引き続き会議を再開したいと思います。

それでは、水道課に関わる部分を議題といたします。

最初に、議案第13号 令和7年度箕輪町水道事業会計補正予算(第3号)について説明を求めます。

藤澤課長お願いします。

○藤澤水道課長 議案第13号ということで、補正予算書の水道1ページをご覧ください。

議案第13号 令和7年度箕輪町水道事業会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。説明につきましては、桑澤水道管理係長から申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○7番 岡田総務産業常任委員長 桑澤係長お願いします。

○桑澤水道管理係長 それでは議案第13号 水道会計の補正予算(第3号)の説明をさせていただきます。1ページご覧いただきまして補正内容ですが、今回ですが、マイナス31万2,000円の減額補正となっております。詳細につきましては説明をさせていただきますので、おめくりいただいて水道の4ページをお願いいたします。

4ページですが、令和7年度箕輪町水道事業会計補正予算実施計画明細書になります。補

正の内容ですけれども、左側から見ていただきまして、水道事業費用のうちの営業費用、その中の総係費におきまして31万2,000円の減額の補正となっております。内容につきましては、2節の手当38万6,000円の減額、内訳ですけれども、一般職職員諸手当減、こちらがいわゆる時間外勤務手当が40万円の減額となっております。内容につきましては、人事異動がございまして水道会計のほうに充てている職員が1名減になっております。それに伴いまして、時間外についてもこちらで減をさせていただいております。また、後で出てきますが、下水のほうの会計のほうでその分増額をさせていただきたいと考えております。

続きまして、引き続き手当になりますけれども、会計年度任用職員の期末勤勉手当、こちらが1万4,000円の増、また3番賞与引当金繰入額、こちらにつきましても会計年度任用職員の期末手当引当金の繰入額の1万円の増、5節の報酬ですけれども、こちらでも会計年度任用職員の報酬の増、こちらが5万円となっております。また、法定福利費会計年度任用職員の共済費の増額、最後にですね、法定福利費引当金繰入額のこちらも増額、2,000円の増額になります。

ただいま説明ありました会計年度任用職員さんの期末報酬また手当関係なんですけれども、最低賃金の改定に伴う増額改定になりますので、よろしく願いいたします。

5ページにつきましては、給与費明細書となっております。

下段のところですね、常勤職員のみになりますけれども、こちらが時間外手当のほうで40万円の減額となっております。内容については説明以上となります。

○7番 岡田総務産業常任委員長 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありますか。

(「なし」の声あり)

○7番 岡田総務産業常任委員長 質疑ないようですので、打ち切ります。

討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○7番 岡田総務産業常任委員長 討論ありません。採決を行います。

議案第13号 令和7年度箕輪町水道事業会計補正予算(第3号)について原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないものということで原案のとおり可決すべきものと決しましたので、本会議でその旨報告いたします。

続きまして、議案第14号 令和7年度箕輪町下水道事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。説明を求めます。

藤澤課長お願いします。

○藤澤水道課長 それではおめくりいただきました下水道になりますけれども、議案第14号について説明させていただきます。説明につきましては、桑澤水道管理係長から申し上げますので、よろしく願いいたします。

○7番 岡田総務産業常任委員長 桑澤係長お願いします。

○桑澤水道管理係長 それでは、下水道事業会計の補正予算（第3号）議案14号について説明をさせていただきます。説明につきましては、すみません、6ページをお願いいたします。

6ページ、こちらが令和7年度、箕輪町下水道事業会計補正予算実施計画明細書となっております。まず6ページですけれども、下水道事業費用のうちの営業費用、うち、2目 処理場費ということで、修繕費450万4,000円の増額補正をお願いいたします。

内容としましては、長岡処理場の攪拌装置の修繕費となります。

また5目 総係費、こちらが手当賞与引当金繰入額報酬、法定福利費とありますが、先ほどと同様に会計年度任用職員の方の長野県の最低賃金の改定に伴う報酬または期末勤勉等の増額改定分になります。手当が4,000円、賞与引当金繰入額が2,000円、報酬が1万2,000円、法定福利費が3,000円の増額補正となっております。

続きまして、7ページをご確認いただきたいと思います。こちらが資本的支出、建設改良費のうちの施設整備費となります。2節の手当、一般職員諸手当増ということで40万円計上させていただいておりますが、先ほどの人事異動の関係に伴いまして水道事業会計のほうの人員減に伴いまして、そちらについていた時間外手当のほうをこちら下水道事業会計のほうに増額という形で補正をさせていただくものとなります。

8ページ、給与費明細書につきましては、また時間外勤務手当のところのみ記載がありますので、ご確認をお願いしたいと思います。説明につきましては以上です。

○7番 岡田総務産業常任委員長 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありますか。

すみません。じゃあ、1点、その攪拌機の修繕なんですけれども、これ何か別のもので今、何か代替機のようなもので対応されているのか、その修繕を見越して今回やるのかちょっとその辺すみません。

○藤澤水道課長 攪拌機、ばっ気攪拌機ということで空気を入れて混ぜて生物を活性化させるとこの装置で横軸のロータリーの攪拌機になります。これが消耗摩耗でがたつきになりまして、がたつきと騒音ということで、本来もっと回したいんですけれども、回転数を落とした形で長い時間回して、何とか水質を維持するような形で今延ばしてる状態です。ここでその軸とローターを取り替えるような形でちょっと補正を修繕費の計上をお願いするものであります。今、水質は何とか維持できてるんですけれども、安定的に供給するにはここで変えさせてもらって、本来の回転数で見たいということですすみません。

○7番 岡田総務産業常任委員長 よろしいでしょうかね。

（「なし」の声あり）

○10番 岡田総務産業常任委員長 質問、質疑ないので討論に移ります。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○7番 岡田総務産業常任委員長 討論ありませんので、採決を行います。

議案第14号 令和7年度箕輪町下水道事業会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議ないものということで、原案のとおり可決すべきものと決しましたので、本会議でその旨報告をいたします。

【水道課 終了】

【④住民税務課】

○7番 岡田総務産業常任委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。住民税務課に関わる案件を議題といたします。最初に、議案第3号 箕輪町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

課長お願いします。

○林住民税務課長 3号、4号、関連がありますので、一緒でもよろしいですか。

○7番 岡田総務産業常任委員長 よろしいですか。では、お願いします。

○林住民税務課長 そうしましたら、印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正と手数料徴収条例の一部改正につきまして、担当係長のほうからご説明いたしますのでお願いいたします。

○正木住民係長 それでは議案第3号、第4号についてご説明いたします。現在印鑑登録証としても利用できる住民基本台帳カードと町民カードですが、このたび全ての住民カードが有効期限を迎え、住民基本台帳カード、町民カードでのコンビニ交付が令和7年12月24日に終了となるため、両カードの廃止に伴い住民基本台帳カード、町民カードという文言の削除を行うものです。

それでは、資料の新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

まず初めに、議案3号の新旧対照表のほうをご覧いただきたいと思います。こちらについては、町民カードという言葉を用いたものとなっております。

続きまして、第4号の新旧対照表の資料のほうをご覧いただきたいと思います。こちらについては、住民基本台帳カードを除くということで住民基本台帳カードという文言を除くものとなっております。以上となります。

○7番 岡田総務産業常任委員長 説明が終わりました。質疑までは一括して行いたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○7番 岡田総務産業常任委員長 特にないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。最初に議案第3号 箕輪町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○7番 岡田総務産業常任委員長 討論ありませんので、採決を行います。

議案第3号について、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○7番 岡田総務産業常任委員長 ご異議ないものと認め、原案のとおり可決すべきものと決しましたので、本会議でその旨報告をいたします。

続いて、議案第4号 箕輪町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○7番 岡田総務産業常任委員長 討論ありませんので、採決を行います。

議案第4号について、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○7番 岡田総務産業常任委員長 異議なしということで、原案のとおり可決すべきものと決しましたので、本会議でその旨報告をいたします。

続いて、議案第9号 令和7年度箕輪町一般会計補正予算(第7号)のうち、住民税務課に関わる部分を議題といたします。説明を求めます。

林課長お願いします。

○林住民税務課長 そうしましたら、歳出の関係になりますけれども担当係長のほうからご説明させていただきます。

○7番 岡田総務産業常任委員長 正木係長お願いします。

○正木住民係長 それでは、資料の令和7年度箕輪町一般会計補正予算書(第7号)の19ページをご覧くださいと思います。

第2款 第3項目が戸籍住民基本台帳費になります。第11節 役務費になります。一番下の手数料のところになりますが、電子決済手数料1万8,000円となります。こちらは4月から証明書発行手数料につきまして、クレジットカードや電子マネーでの支払いが可能になりましたので、その電子決済の手数料になります。電子決済の種類により、1件2.5%または3.5%の手数料がかかるため、1万8,000円の補正を行うものとなっております。お願いいたします。

○7番 岡田総務産業常任委員長 以上でよろしいですか。説明が終わりました。質疑ありますか。

(「なし」の声あり)

○7番 岡田総務産業常任委員長 よろしいですかね。質疑ないようですので、質疑を打ち切り、討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○7番 岡田総務産業常任委員長 討論ありませんので、採決を行います。議案第9号

令和7年度箕輪町一般会計補正予算（第7号）のうち、住民税務課に関わる部分を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○7番 岡田総務産業常任委員長 ご異議ないものと認め、原案のとおり可決すべきものと決しましたので、本会議でその旨報告いたします。

【住民税務課 終了】

【⑤商工観光課】

○7番 岡田総務産業常任委員長 それでは、会議を再開したいと思います。商工観光課に係る案件を議題といたします。

最初に議案第1号 箕輪町産業団地造成事業特別会計条例制定についてを議題といたします。説明を求めます。小野課長、お願いします。

○小野商工観光課長 議会初日にご提案申し上げました議案第1号 箕輪町産業団地造成事業特別会計条例制定についてということでご提案をさせていただきました。

この議案第1号につきましては、今後進めてまいります箕輪町産業団地造成事業において、地方自治法第209条第2項の規定により、特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行う場合、その他、特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出を区分して整理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができることとされており、令和8年度当初予算から産業団地造成事業の円滑な運営とその経費の適正を図るために、特別会計を設置するものでございます。

ご覧いただきまして、下段のほうになります。第1条は、今申し上げました設置目的、第2条は、借入金繰入金等の歳入と造成事業に係る歳出の歳入歳出について、第3条といたしまして、地方自治法第218条第4項の規定に基づきまして、弾力条項の適用を設けております。

予算を超えて増加した歳入を、予算を超えて必要となった歳出の財源に充当することを認める内容でございまして、弾力条項は、業務量の増加により予算の補正のいとまがない場合において、たとえ予算を超過することになっても、それがより大きい収益に結びつくものならば、予算超過の支出が認められるものでございます。基本は補正予算編成しまして執行となりますけれども、この第3条は編成期間から執行までの時間が取れない場合における緊急避難的な措置ということでご理解をいただきたいと思っております。

また、この条例の施行日につきましては、公布の日からの施行ということでございます。

以上、条例制定についてのご説明でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○7番 岡田総務産業常任委員長 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありますか。

中澤委員、どうぞ。

○12番 中澤委員 公布の日からってということなんですけれど、実際に予算をつくるのはいつからでしょうか。

○7番 岡田総務産業常任委員長 小野課長お願いします。

○小野商工観光課長 先ほどちょっと触れさせていただきましたけれども、3月議会にご提案をしまして、令和8年度の当初予算からこの特別会計を編成して、それ以降の産業団地造成に係る経費はこの特別会計にて歳入歳出も明文化するという形にしております。

○7番 岡田総務産業常任委員長 よろしいですか。

中澤委員、どうぞ。

○12番 中澤委員 分かりましたけれど、ということはその今議会に出す、出した、その理由は、いかがな理由ですか。

○7番 岡田総務産業常任委員長 小野課長お願いします。

○小野商工観光課長 3月議会のご提案でも正直いいという話になるんですが、3月議会だと様々な議案が出てまいりますので、事前に産業団地の説明等も進んできておりますので、早めに特別会計を編成するよということを、議員の皆様にも町民の皆様にも分かっていたくために、早めに編成をさせていただいたところでございます。

また、当初予算編成も財政当局のほうでこれからヒアリング等を進めてまいりますので、その中で経費を区分して編成をします。もうそもそも特別会計在りきで進めていくということでございますので、その中で、もう4月からはこの特別会計で編成をしていくということで、ちょっと早めにご提案をさせていただきました。

○12番 中澤委員 ありがとうございます。

○7番 岡田総務産業常任委員長 どうぞ。金澤委員

○3番 金澤委員 ついでに一緒に。そうすると、4月1日より前に、この造成に関わる今回もう既に地元説明会とかしてるでしょう。そのときの経費っていうのは、一般財源から今取りあえず出してんだけど、これ特別会計ができればそっちへ差戻したりする手配、手続をするんですか。

○7番 岡田総務産業常任委員長 小野課長お願いします。今、消えました。マイクが今消えました。

○小野商工観光課長 今現在かかっている実は説明会の経費というのはほぼなくて、我々の人件費ぐらいなんです。それで、資料提供をさせていただいているような内容はコピーですとか印刷代等という形になります。

本年度予算に盛っているのは、不動産鑑定、ちょっと本日の現地調査でも木村係長のほうからご説明しました不動産鑑定ほどという形になります。

これから進めていく事業については、まず農産法の実施計画の変更業務を今行っておりますので、それが済んでからが本格的な予算執行という形になります。

今の見込みですと、その実施計画の県、国の認可が下りてくるのが年度を超えまして、

新年度の夏頃を予定をしています。そこから実際の用地測量ですとか、お金がかかる不動産鑑定正式なものですとか、用地買収等々の問題が出てきますので、それに備えた経費っていうような形になりますけれども、まず、令和8年度については大きな予算は、買収については令和9年度等も予定をしていますけれども、それ前の事前の準備のものに関して予算計上させていただく予定ではあります。以上です。

○7番 岡田総務産業常任委員長 金澤委員よろしいですか。

○3番 金澤委員 いいですよ。だから仮に少額があったとしても、いずれも差し戻すとかそういうことはしないってことだね。

○7番 岡田総務産業常任委員長 よろしいです。

ほかいかがでしょうか。よろしいですか。ちょっと1点お聞かせいただきたいです。

弾力条項っていうものについては、何か歯止めというか、制約みたいなものっていうのは一応あるんでしょうか。

小野課長、お願いします。

○小野商工観光課長 いろいろな考え方はあるんですけども、特別会計においては弾力条項を設定している場合が多いです。

一般会計でも同一なんですけれども、実は予備費っていう捉え方もあるんです。ただ予備費には金額が決まっている。予備費に回すお金が決まっているということと歳出についてもその予備日以内でしか消化できない。予備費については、おおむね（聴取不能）制限というのは実はないんですね。どの経費でも予備費を充てられるという形になるんですけども、この弾力条項は突発的に入った歳入をアップパーとして、歳出についてはある程度歯止めをかけなければいけないということで、人制限もある程度はしなければならぬという形になります。この弾力条項を使った場合には、直近の議会で必ず報告をしなければならないという形になっておりますので、一応形は箕輪町の産業団地造成についても弾力条項は作らせていただくんですが、基本は補正予算という形で議会でご審議をいただいた上で執行していくという基本スタンスは変わりません。

○7番 岡田総務産業常任委員長 ほか、よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○7番 岡田総務産業常任委員長 質疑ないようですので、質疑を打ち切り、討論に移ります。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○7番 岡田総務産業常任委員長 討論なしということで、採決を行います。

議案第1号 箕輪町産業団地造成事業特別会計条例の制定について原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○7番 岡田総務産業常任委員長 ご異議ないものと認め、可決すべきものと決しましたので本会議でその旨報告をいたします。

続いて、議案第9号 令和7年度箕輪町一般会計補正予算（第7号）について説明を求めます。小野課長、お願いします。

○小野商工観光課長 それでは、議案第9号につきまして、それぞれ所管の係長のほうから補正内容についてご説明をいたします。

○木村商工係長 それでは26ページをご覧ください。

一般の26ページでございます。7款 商工費、商工振興費でございます。

18負担金、補助金、交付金の補助金といたしまして、県町制度融資保証料補助金の増額でございます。775万円でございます。こちらにつきましては、融資の関係で物価高騰対策の県融資が今年度現状でもう300万ほど融資が増加しているという現状でございます。この保証料が町が40%負担しなければいけないわけですが、増えたことに伴いますもの、また町の制度資金の融資につきましても、若干増えてきているという中で、現在の見込額から、昨年度の10月から3月を比較をして、今後借入れがあるんじゃないかという見込額を算出したところ、おおむね775万円ほど、保証料、町として負担する保証料が不足するという見込みになりましたので、増額をお願いするものでございます。

次の工場等設置事業補助金の増、1,571万円でございます。こちらにつきましては、昨年度中におおむね工場の造成ですとか、固定資産税相当額の補助という制度がございますので、それを見込んでいたわけですが、建築の固定資産税相当額の補助につきまして、当初、令和8年度に課税されるのではないかという見込んでいた事業所が、令和7年度に課税をされたというのが、10月頃発覚しましたので、そこが今年度、補助対象に追加されたということでございます。ですので、その企業分と、あと償却資産の取得が若干多かったということから1,571万円。これはまだ申請が上がってこない事業所さんもいらっしゃいますので、最終的に残ってしまう可能性もあるかもしれませんが、現状として最大額がこの額になるということから、1,571万円増額補正をさせていただくものとなります。

○7番 岡田総務産業常任委員長 小野課長お願いします。

○小野商工観光課長 裏面をご覧くださいまして27ページになります。観光費になるんですけども、歳入については、財源組替えということでふるさと応援基金の繰入金マイナス419万円ということで、財政のほうから指示がございまして減額となっております。

また、歳出のほうなんですけど、会計年度任用職員の減ということで、お給料分、手当分、共済費ということで、期間限定で採用しておりました職員の減分という形で、人事のほうから指示がありまして補正をしたものでございます。以上でございます。

○7番 岡田総務産業常任委員長 議案第9号についての説明が終わりました。質疑を行います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○7番 岡田総務産業常任委員長 特にないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○7番 岡田総務産業常任委員長 討論ないようですので、採決を行います。

議案第9号 令和7年度箕輪町一般会計補正予算（第7号）のうち商工観光課に関わる部分を原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議ないものと認め、可決すべきものと決定いたしましたので、本会議でその旨報告いたします。

【商工観光課 終了】

午後4時35分 閉会

議事のでんまつ

午前9時00分 開会

【⑥建設課】

○7番 岡田総務産業常任委員長 定刻前ですけども、お揃いですので昨日に引き続き会議を再開したいと思います。本日の会議を開きます。

建設課に関わる部分についての案件を議題といたします。

最初に、議案第9号令和7年度箕輪町一般会計補正予算第7号のうち建設課に関わる付議事件の委員会審査を行います。説明よろしくをお願いします。

小沢課長をお願いします。

○小沢建設課長 それでは議案第9号令和7年度箕輪町一般会計補正予算第7号の建設課に関わる部分につきまして、それぞれ担当する係長よりご説明いたします。5ページをお開きいただきましてご準備をお願いします。

○7番 岡田総務産業常任委員長 藤澤係長をお願いします。

○藤澤建設工事係長 では一般の5ページになります。第2表繰越明許費の補正になります。今回建設課に関わる分として2件追加をさせていただいております。

1行目と2行目になりますけれども、1行目が町単独道路整備事業ということで、金額として1,500万円こちらにつきましては2か所ございまして、1か所目がですね、今ちょうど役場の上のほうで歩道の整備工事の方を行っておりますが、その向かい側ですね、中学校のテニスコート側につきましても一部歩道の整備事業を予定しております。年明けになりますと、ちょうど6号線側ですね、歩道のほうの整備のほうに移行していくんですけども、両側規制をしてしまうとですね通行に支障があるということでテニスコート側のついで歩道につきましてはちょっと時期をずらして発注をする必要があるといったことでちょっと年度内に完了することが難しいということで、繰越明許費の設定をさせていただきました。

もう1件につきましては沢上南4組の区要望に関わる道路改良事業でございますが、そちらにつきましては、用地の買収じゃないですけど寄附のほうの処理がですね、予定よりちょっと時間を要しているということでちょっと年度内完了が難しいかなというところで設定をさせていただいております。

2行目になりますけど、河川整備環境整備事業になります。こちらが今回補正予算計上させていただきました樽尾沢の河川整備工事に伴うものでございまして、今後、発注をするということもあります。冬季間の工事にもなりますので、年度内の完了が難しいというところで明許費の設定をさせていただきました。

おめくりいただきまして、一般の7ページになります。

第4表の地方債の補正でございます。今回変更ということで、3行ありますけど下の2行になります。

地方道路等の整備事業債ということで限度額のほうを1,620万円増額をさせていただきます。こちらは、後ほど歳出のほうで出てきますけども、事務事業のちょっと組み替えをさせていただいた関係で補正の限度額のほうを増額させていただきました。3行目の緊急自然災害防止対策事業債、こちら先ほどと同様、組み替えの部分がありますけども、それプラスですね樽尾沢の河川整備に関わる財源ということで増額させていただいてますトータルとしては限度額としては実際のほうにつきましてはマイナス470万ということで限度額を減じてございます。

ページが飛びまして、一般の12ページになります。歳入の内訳になります。

こちら23款調査委でございますけども先ほど説明したとおり、8の土木債のほうですね組み替えプラス新規で増額をさせていただいております。地方道路等整備事業債のほうで1,620万の増。緊急自然災害防止対策事業債減ということでマイナス470万減じてございます。歳入については以上になります。

続きまして歳出のほうになります。

○7番 岡田総務産業常任委員長 柴宮係長、お願いします。

○柴宮建設管理係長 では歳出になりますが、一般の27ページをお願いいたします。

27ページの中段になりますが8款の土木費でございます。

道路維持費になりますが、0810の道路維持費の現状消耗品といたしまして凍結防止剤の増ということで289万8,000円。また委託料といたしまして、町道の除雪凍結防止剤散布業務委託料増ということで、1,001万9,000円の増額でございます。

例年のことでございますが、冬季を迎えるに当たりまして当初予算では計上しきれなかった分をここで増額要求するものであります。

○藤澤建設工事係長 次の行になります。道路橋梁新設改良費になりますけども、今回ですね、町単独道路整備事業費0820とちょっと次ページにもわたってまいりますけど雨水排水対策事業費0822、こちら一般質問でご質問あったとおりでございますけれども、雨水排水対策事業費、事業費のほうを0820のほうに組み替えを行っておりましてそれぞれ委託料、工事請負費保証料ということで、トータル2,000万円を組み替えてございます。

次ページの28ページになりますけども、中段ですね。2の河川事業費でございますが、こちらが樽尾沢の河川整備事業費ということで箇所で行きますと、多分現地をもう既に見られたかなと思いますけど大きく3か所になります。近接、箇所も含めます4か所になりますけど、それぞれ委託料ということで測量設計委託料を226万6,000円の増で、工事請負費のほうを河川整備工事費ということで930万6,000円を増額させていただきました。

説明については以上となります。

○柴宮建設管理係長 3の公園事業費です。こちらにつきましては0857都市公園管理費ですが、委託料として74万8,000円でございます。天竜公園再整備検討業務委託料ということでありまして、長寿命化計画に基づきまして今後修繕を行っていくという予定であります。前段としまして、水回りですとかそういったところ現状のまま同じ形で回収というか修繕

をしていくのか、それともバリアフリーのようなものを考えながら、構造を変えていくのか辺りを検討するためのパーツの作成業務委託ということで、増額の要求をさせていただいております。

続きまして1の住宅管理費であります。0870住宅管理費で、手数料が17万6,000円の増です。浄化槽くみ取り手数料増であります。下水道接続工事の際の既存の雑排槽及び便槽のくみ取り清掃消毒費の増額をお願いをするものであります。

以上であります。

○7番 岡田総務産業常任委員長 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありますか。

はい、平出委員どうぞ。

○1番 平出委員 28ページの工事土木費の0839樽尾沢の工事の関係ですけども、昨日たまたま林道の関係で一緒に見させてもらって状況もよく分かりまして、それでそれと一緒に山砂がね、相当出るといって区長から言われていてちょうど現場見れたんですけど、あそこの山砂の関係の工事っていうのは、特に補正とかそういう予算措置はなくてできるという状況ですか。

○7番 岡田総務産業常任委員長 小沢課長

○小沢建設課長 堰堤のところにとまった砂を行ったところでありまして、重機借上げの費用の中で、今回行うこととしておりますので、特に補正はいたしません。

○7番 岡田総務産業常任委員長 よろしいですかね。他はいかがでしょう。

中野委員

○5番 中野委員 今28ページの区間8の都市公園管理の0857です。公園の在りかた検討会が行われるという中で、ここの長寿命化計画との関わりはどんなふうに行っているか教えてください。

○7番 岡田総務産業常任委員長 小沢課長お願いします。

○小沢建設課長 在りかた検討会につきましては、町全体の公園の在りかたを検討しております。その一部として天竜公園もあるわけですが、今回補正をお願いする部分につきましては、天竜公園自体の今後整備していく中での部分についてコンサルを入れまして検討するといったものでございます。ですので、在りかた検討会が大きくありますけれども、その一部にもなるかならないかの部分で天竜公園自体の整備についての今回の補正をお願いするものであります。在りかた検討会の中で天竜公園の位置づけといったものについては検討されるでしょうし、町のほかの公園についても、みのわテラスであったり、また新たに公園を必要とするのか、一時期スケートボード、ボードパークみたいなことも話題には上ってございましたけれども、そういった全体のことを在りかた検討会のほうでは検討していくといったものになるかと思っております。

○7番 岡田総務産業常任委員長 中野委員

○5番 中野委員 すみません、今の回答だとあまり私には理解ができないんですけど、

同じように今と同じようにするのかバリアフリーにするのかというところも公園の在りかたの中で検討されるべきと思っていたのでちょっと関わりをお伺いしましたが、多分あの、関わりを持ってないということが分かりましたのでこの質問にとどめます。

追加の質問です。コンサル入れるというところで、どこに委託されてるかはオープンにできますか。

○7番 岡田総務産業常任委員長 小沢課長

○小沢建設課長 これ参考見積り、補正予算要求のための参考見積りは、あるコンサルからあれですけども、今後コンサルについては、入札であったり随意契約であったりといった形で、随契じゃないか、入札になりますかね、決定をしていく予定であります。

○7番 岡田総務産業常任委員長 ほかいかがでしょうか。よろしいですかね。

(「なし」の声あり)

○7番 岡田総務産業常任委員長 ないようですのでこれで質疑を打ち切ります。討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○7番 岡田総務産業常任委員長 討論ありません。採決を行います。議案第9号令和7年度箕輪町一般会計補正予算第7号のうち、建設課に関わる部分を原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○7番 岡田総務産業常任委員長 ご異議ないものと認め、可決すべきものと決定しましたので本会議でその旨報告をいたします。

【建設課 終了】

【⑦企画振興課・みのわの魅力発信室】

○7番 岡田総務産業常任委員長 よろしいですか。それでは、企画振興課・みのわの魅力発信室に係る部分を議題といたします。

最初に、議案第6号 箕輪町防災交流施設設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。説明を求めます。

唐澤課長お願いします。

○唐澤企画振興課長 それでは議案第6号 箕輪町防災交流施設設置条例の一部を改正する条例制定につきまして、まちづくり政策係長からご説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○有賀まちづくり政策係長 議案第6号につきましてご説明いたします。箕輪町防災交流施設みのわBASEの維持、管理、運営につきまして、指定管理制度の導入に伴いまして条例の一部を改正するものでございます。必要な事項を定めるため、条例の新旧貸借表のほうをご覧いただければと思います。必要な事項を定めるため、第7条の次に第4条を新たに追加するものでございます。

また、第8条は施設管理について、指定管理者による管理についての手続などの規定を定めるものでございます。

第9条は、指定管理者が行う業務に関する規定でございます。施設の利用の許可に関する業務や施設及び施設の維持管理に関する業務とするものでございます。

また第10条は、利用料金等の収受に係る規定でございます。施設の管理を指定管理者に行わせる場合は利用料は指定管理者への支払いとなり、指定管理者の収入とするものでございます。

続いて第11条ですけれども、利用料金の変更などの手続の規定でございます。第1項では別表に掲げる額の範囲内において、あらかじめ町長の承認を得て指定管理者が定めるものとするものでございます。また利用料金を変更するときも同様とするもので、第2項以降は変更などの手続について定めるものでございます。

条例の部分の説明については以上になります。

○7番 岡田総務産業常任委員長 ありがとうございます。確認ですけれども7条は変更ないですね。

それでは説明が終わりましたので質疑を行います。質疑ありますか。よろしいですかね。

(「なし」の声あり)

○7番 岡田総務産業常任委員長 質疑ないようですので質疑を打ち切ります。討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○7番 岡田総務産業常任委員長 討論ありません。討論を打ち切り、採決を行います。議案第6号箕輪町防災交流施設設置条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○7番 岡田総務産業常任委員長 ご異議ないものということで可決すべきものと決しましたので本会議でその旨報告いたします。

続いて、議案第9号 令和7年度箕輪町一般会計補正予算第7号のうち、企画振興課・みのわの魅力発信室に関わる部分を議題といたします。

説明を求めます。唐澤課長お願いします。

○唐澤企画振興課長 それでは、議案第9号 令和7年度箕輪町一般会計補正予算第7号についてでございますけれども、企画振興課みのわの魅力発信室に関わる部分につきまして、それぞれ各担当の係長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○7番 岡田総務産業常任委員長 平澤係長、お願いします。

○平澤財政係長 一般の10ページをご覧ください。12款地方交付税の交付税についてでございます。地方交付税のうち特別交付税について1億7,000万円を補正し、地方交付税の総額で29億4,344万1,000円とするものでございます。

○7番 岡田総務産業常任委員長 小松係長お願いします。

○小松移住定住推進係長 続きまして、16款国庫支出金の説明をいたします。2項2目総務費国庫補助金となります。補正前の額としましたが4億8,055万2,000円のところ、補正額マイナス50万円です。こちらは国に申請をしておりました空家対策総合支援事業補助金の不用額の減となります。以上です。

○小笠原広報交流推進係長 続きまして11ページをお願いいたします。18款財産収入になります。基金運用収入としまして、ふるさと応援基金運用収入増ということで、預金利息の上昇に伴いまして、65万9,000円を増額するものでございます。

続きまして19款寄附金です。こちらふるさと応援寄附金ですけれども、今年9月末現在で半年で2億2,500万円、約寄附ございましたのでそちらの実績等を鑑みまして、1億円増額して合計で4億円とするものでございます。

○平澤財政係長 続きまして20款繰入金でございます。1の財政調整基金繰入金でございます。ここまでの補正で4億8,600万円の繰入を計上してまいりましたが、ここで1億5,000万円を減額して補正するものでございます。ごめんなさい失礼しました、1,500万円、大変失礼しました。お願いいたします。

○小笠原広報交流推進係長 続いて18のふるさと応援基金繰入金になりますけれども、こちらにつきましては本来であれば9月の決算の際に行うべきものでしたが、失念をしておりまして申し訳ありません。12月の中で実績をもちまして419万円減額とさせていただきますのでございます。

○7番 岡田総務産業常任委員長 小松係長

○小松移住定住推進係長 続きまして歳出の説明をいたします。16ページをご覧ください。

2款総務費1項6目企画費のうち、0236移住定住推進事業費について説明いたします。10節需用費、修繕料、こちらは移住体験住宅の修繕料としまして20万,9000円計上いたします。長期体験住宅の雨漏りがしておりますのでそちらの修繕費としております。

続きまして11節役務費手数料です。こちらは、相続財産清算人申立金予納金の減としまして、マイナス100万円の計上といたします。

先ほどご説明しましたPR対策総合支援事業費補助金になりますが、こちらの国の補助制度としまして、2分の1が国の補助となりますので、今回この100万円に減によりまして、上の歳入と対になっているものです。

内容としましては木下にあります特定空家の解体に関する経費といたしまして、計上をしておりましたが、解体ということで生産するものがないということになりまして、この保証人を立てる必要がなくなったということによる減となります。

続きまして、18節補助金です。若者世帯定住支援奨励金880万円、空家改修費等補助金400万円。こちらはともに実績による増となっております。以上です。

○小笠原広報交流推進係長 続きまして、0237つながり交流推進事業費をお願いいたします。

先ほど歳入の部分でふるさと納税1億円増額させていただきましたけれども、そちらの

費用の半分につきまして郵券料手数料、あと委託料につきまして、それぞれで計5,000万円を計上してございます。

また積立金につきましては、残りの半分の5,000万円とあと先ほど運用収入の増の分を合わせまして5,066万円の増とさせていただいております。

○平澤財政係長 一般の34ページをご覧ください。事業コード1401の予備費でございます。

今回の補正に係る財源調整分といたしまして予備費を365万2,000円減額するものでございます。

以上をもちまして議案第9号令和7年度箕輪町一般会計補正予算第7号の企画振興課並びにみのわの魅力発信室からの説明を終わります。お願いいたします。

○7番 岡田総務産業常任委員長 説明が終わりました。質疑を行います。質疑ありますか。

(「なし」の声あり)

○7番 岡田総務産業常任委員長 質疑なしということで質疑を打ち切ります。討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○7番 岡田総務産業常任委員長 討論なしと認めます。採決を行います。

議案第9号 令和7年度箕輪町一般会計補正予算第7号のうち、企画振興課みのわの魅力発信室に関わる部分を原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○7番 岡田総務産業常任委員長 ご異議ないものと認め、可決すべきものと決しましたので本会議でその旨報告をいたします。

続いて、議案第16号 箕輪町公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。説明を求めます。唐澤課長お願いします。

○唐澤企画振興課長 議案第16号 箕輪町公の施設の指定管理者の指定についてこちらにつきましては、まちづくり政策係長から説明をさせますのでよろしくをお願いいたします。

○7番 岡田総務産業常任委員長 有賀係長お願いします。

○有賀まちづくり政策係長 議案第16号 箕輪町公の施設の指定管理者の指定につきましてご説明申し上げます。

箕輪町防災交流施設、みのわBASEにつきまして指定管理者を指定したいものでございます。定管理者に管理を行わせようとする公の施設名称は箕輪町防災交流施設です。施設管理者となる団体の名称はシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社です。指定の期間は令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とするものでございます。

団体や選定につきましてご説明いたします。

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社は、全国において、放課後児童クラブや学校給食の運営のほか、公共施設の運営管理など様々な分野で自治体サービスをサポートしている企業でございます。

令和6年度に防災交流施設の開館に際しましても、施設の受付や管理業務委託のプロポーザルを行いまして、審査の結果現在町が委託をしている団体でございます。

指定管理者の候補、候補者の選定に当たりましては、9月下旬から10月にかけて、県内に本店支店営業所があることなどを要件に公募をいたしました。2団体からの応募がございまして、書面による1次審査、プレゼンテーションによる2次審査を行いまして、今回のシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を指定管理者の候補として決定したものでございます。

また、指定管理料につきましては3年間で上限が8,517万3,000円としております。この指定管理料につきましては、これまでの委託料に加えて光熱水費や保守点検委託料などの管理に関する事務費の部分が含まれております。

また、人件費につきましても、賃金の上昇なども想定し労務単価により算出しておりますので、これまでの委託料により多く見えるような状況になっておりますけれども、比較いたしましても大きく変更があるものではございません。

指定管理の指定についての説明は以上になります。

○7番 岡田総務産業常任委員長 説明が終わりました。質疑を行います。質疑ありますか。

中野委員どうぞ。

○5番 中野委員 指定管理料のこの上限という意味を教えてください。

○7番 岡田総務産業常任委員長 有賀係長

○有賀まちづくり政策係長 今回公募をするに当たりまして、上限額として、こちらで令和7年度や令和6年度の実績に基づいて、こちらを上限として設定したものになります。ここから今回光熱水費等も含まれるため、この後、協議により改めて指定管理料については定めてまいるものになります。ですので、可能性としましては、今申し上げました光熱水費の部分において少し下がる可能性があるかなというところで見込んでおります。

これまで令和7年度までの実績が割と高めな、特に電気料ですけれども太陽光発電等が含まれていなかった部分が含まれたりしますので、そういった部分で少し金額の変更はあるかなと見込んでおります。

○5番 中野委員 続いて、すいませんこれをちょっと判断するのに、プロポーザルに出していただいた管理基準書を読ませていただいたんですけども、そこで数点ちょっとお伺いしたいことがあります。

まずLPガスっていうのは設置があるのかというところを、一つずつお伺いします。

○有賀まちづくり政策係長 LPガスにつきましては施設の運営自体にLPガスは利用しておりません。しかし、外にガスバルクということで設置しておりますのでそういったものはございます。

○5番 中野委員 今の管理基準の中にまず広報業務、SNSを活用した情報発信っていう部分と、地域団体の活動に対する協力というところの仕様書に、仕様書とか管理基準に入

っていて、その二つについては今現在されていますか。

○有賀まちづくり政策係長 SNS発信につきましては、今の委託業者のほうでホームページとあとインスタグラムのほうを開設しております、そちらで情報のほうを休館日だとか、イベント情報といったものを載せて発信していただくようになっております。

もう一点地域団体との協力というか活動支援という部分になりますけれども、あの施設を利用している団体も幾つかございますので、そういった中で、例えばですけれども、11月に音楽イベントということでありまして、そちらでオカリナのサークルがありますのでそういった団体の発表の場とか、そういった形でご提案をしまして、ミニコンサートということで開催したりということで利用している団体だとか、そういったところから要請があれば随時協力していくというような形をお願いしているところです。

○7番 岡田総務産業常任委員長 続けていいですか。

中野委員

○5番 中野委員 経済活動の可能スペースっていうのはどこと捉えているのかを教えてください。

○7番 岡田総務産業常任委員長 有賀係長

○有賀まちづくり政策係長 現在販売等を認めている場所につきましては、玄関前のあの屋根下外の部分になるんですけれども、あちらがチャレンジスペースということで、無償で、例えば販売とかをすることに関しては許可をしているものになります。

○7番 岡田総務産業常任委員長 中野委員

○5番 中野委員 屋根下の販売活動スペースというのは、外部の人がもし活動する場合のスペースということですよ。今回委託された事業者は、利益收受できるというところで、自分たちの活動に対しても收受できるようになると思っておりますが、認識が間違っていないのか、いわゆるカフェをやれば、その利益が收受ということになるということでしょうか。

○7番 岡田総務産業常任委員長 有賀係長

○有賀まちづくり政策係長 今回カフェ部分も併せて指定管理という運営の中に入っておりますので、今までカフェ部分委託という形で出しておりましたので、収益については収入として町に入っておりました。

しかし、指定管理にすることによりまして今回この収益の部分が指定管理者のほうに入るようになりますので、これまで委託ですと販売を努力してあげるところにまで至らない部分があったんですが、次からは指定管理にすることによって売上げを上げれば自分たちの運営経費に使えるというところになりますので、そういった面でも指定管理のメリットはあるかなと感じております。

○7番 岡田総務産業常任委員長 平出委員

○1番 平出委員 通常時の運営については、本来の目的である災害時の発生したときのこの指定管理者とチーム体制についてはどういう契約というかになるのか。

○7番 岡田総務産業常任委員長 有賀係長

○有賀まちづくり政策係長 あちらの施設ですけれども、通常時、管理しているのが今回の指定管理者となるわけですけれども、有事の際には町と連携を取りまして災害対策本部になるのかちょっとどういった利用になるのかあちらの施設に関して現在では2次避難地という活用が一つありますけれども、そういったことも想定した。例えば訓練だとか実際の連携につきましては、これからこの後議決いただいた後に定めます協定書の中でさらに詳しく決めていければと考えております。

また毎年ですけれども、指定管理については評価をしていくような形にもなりますので、指定管理になるから任せきりということではなく、随時連携を取りながら、町それから防災部門とともに進めてまいりたいと思います。

○7番 岡田総務産業常任委員長 ほかいかがでしょうか。中野委員

○5番 中野委員 すいません今回費用を出すためにちょっと私も試算をしてみたんですけど、あのカフェの売上げあのカフェの、例えば委託の部分は、今までは収受できなかったのが町側だったんですけど、逆に言うと、今回その利益を得れる活動ができる部分になるので、年間契約の中から、その収受できる部分って引かないといけないと思うんですよ。それで計算すると、なんかすごくそこも含まれた値段だなと思いました。で、その今回新たに保守点検業務がエレベーターとか自動ドアとかいろいろ入っているんですけど、そこを加えたとしても、かなりその差がある。その利益やカフェ営業の部分も委託料に含まれていて、さらに営業をすればそこも入るところがちょっと気になっているんですがそこら辺の説明をお願いします。

○7番 岡田総務産業常任委員長 有賀係長

○有賀まちづくり政策係長 議員おっしゃるとおり、今回の指定管理料の算定には、カフェ売上げそれから施設使用料として今、エアコン等の利用料を20万少し収入としてありますけれども、その部分も見込んだ形で設計しております。

先ほどご指摘のありました、少し多いのではないかとこのところですが、特にこの指定管理料の主な部分を占めます人件費相当分の部分が賃金上昇の想定に加算もしております。

また、あちらの施設月1のお休みというところと、運営時間もかなり長いというところと不特定多数が出入りするということの中で、運営体制についてもこれまでの1年半の中でどういった形が最適かというところを委託業者のほうでも人員配置ですね、要は過剰ではないかとかあると思うんですけれども、この時間帯は2人いた方がいいとか、そういったところを見極めながら、これまで運営してきていただいておりますので、人数に関しても本当に必要最低限の中で運営いただくような人員数で算定しておりますので、その部分で少し差が大ききは賃金上昇想定に加算の部分で少し差が出てきているかなと思います。

○7番 岡田総務産業常任委員長 有賀係長

○有賀まちづくり政策係長 申し訳ありませんもう一点追加で、指定管理料については、

毎年協議の上、変更等もある可能性もありますので。例えば、売上げが大きく出ていてこんなに必要ではないのではないかということがありましたら、そのままいくということではなく、次の見直しのタイミングで変更するとかそういった協議の場も設けてまいりますので、お願いいたします。

○7番 岡田総務産業常任委員長 ほかいかがでしょうか。中野委員

○5番 中野委員 今の件については見直しのタイミングはどういうふうにあのタイミング今検討されていれば教えてください。

○7番 岡田総務産業常任委員長 有賀係長

○有賀まちづくり政策係長 基本的にはこの3年で一度指定しますので、3年後になります。特別な事情、例えば大幅に賃金が上昇するとか、光熱水費が上がっていくとかそういったことがあれば改訂ということも考えられると想定しております。

○7番 岡田総務産業常任委員長 ほかにいかがでしょうか。中澤委員

○12番 中澤委員 審査結果333点っていうことですが、ということで500点満点っていうことは、5人で審査されたということですよ。

いやいや、こういう配点が100点でさ、500点満点っていうか。5人だと思えるんですけど、聞くのはそっから先なんだけど、5人のメンバー、話してはいただけますか。

○7番 岡田総務産業常任委員長 はい、よろしいですか。有賀係長

○有賀まちづくり政策係長 委員長を副町長に、委員は課長になります。

○12番 中澤委員 4人は課長。

○有賀まちづくり政策係長 はい。

○12番 中澤委員 要は一番高い人と一番低い人でどのくらい差がありましたか。いや、話せる範囲で結構ですけども。

○7番 岡田総務産業常任委員長 唐澤課長、お願いします。

○唐澤企画振興課長 今回5人が審査委員ということで評定等につきましては、5段階で評定をさせていただいております。

5段階でそれぞれ5段階といいますか、そうですね、なりまして、配点もそれぞれの項目ごとに配点を設けさせていただいております、議員からございましたとおりの最大1人当たりの評定につきましては、合計で100点でございます。

それぞれ委員につきましても、評価の仕方につきましては個人差も若干ございますけれども、大体60代というところが多い状況で10点ほどの差は若干それぞれ委員によってございますけれども、両方それぞれ今回2社という応募でしたので、2社を同じ基準でそれぞれの委員が評価をいただいておりますので、差が出たとしてもその部分については大きな相違はないと考えております。以上です。

○7番 岡田総務産業常任委員長 中澤委員

○12番 中澤委員 確認しておきたいのは、特定の審査委員が突出した点をつけてるっていうことはないですか。

○7番 岡田総務産業常任委員長 有賀係長

○有賀まちづくり政策係長 今おっしゃったような特定の審査員が、どちらかが高いというような非ことはございません。

また、この審査方法の中で、上と下、一番下を除いて、取るというような方法もありますけれども、そういったことをした上でも結果は変わらないという状況になりますので、審査結果については適正かと思えます。

○7番 岡田総務産業常任委員長 金澤委員

○3番 金澤委員 新しく指定管理更新というかすることで、今まで借入れの金額あるいは条件が変わるということはありますか。例えば今、ただで借りている部屋が、今度は100円になるとか200円になるとかあるいはその借り入れる条件が若干厳しくなる、あるいは甘くなるとか。今無料で何回か買ってるんだけど。

○7番 岡田総務産業常任委員長 有賀係長

○有賀まちづくり政策係長 ご心配いただいておりますけれども、施設部屋については町民が無料というところのそういった基準は変わることはございません。ただ範囲内で定められるとしておりますので例えば可能性があるとするばですけれども、営利を目的とした団体については施設の会議室の使用料を頂いているんですけれども、そちらの使用料が例えば1時間1,200円だったときに、いや1,000円にしましうかとかいう町に協議があった上で変更となる可能性はありますが、現在無料となっております皆様につきましては変わりなくこれまで同様ご利用いただけます。

○7番 岡田総務産業常任委員長 金澤委員

○3番 金澤委員 それ3年間ということ解釈していいですか。

○7番 岡田総務産業常任委員長 有賀係長

○有賀まちづくり政策係長 条例上、施設の無料とするという部分は変更ございませんので、指定管理者が変更となった場合についてもその無料の規定については条例が変わらない限りは、そのまま変更がございません。

○7番 岡田総務産業常任委員長 よろしいですか。ほかいかがでしょうか。

どうぞ、平出委員

○1番 平出委員 今回の指定について提案の中で、このシダックスが今までなかったところで見直しをしたとか、新たな具体的な良い提案が出てくると思うんですけど、その中で何か特筆すべき提案等があったのであれば紹介してください。

○7番 岡田総務産業常任委員長 有賀係長

○有賀まちづくり政策係長 提案の中ではこれまで同様月1回程度のイベントというところもご提案いただいています。その中でそのイベントについては今施設を使っているような団体さんにお声がけをして、より地域に密着したようなイベントを企画したいというような内容だとか、あとは特に管理体制の部分ですけれども、そういった部分でしっかりとした有事の際の対応だとかそういった部分の具体的な記載がございましたので、そういっ

た部分で評点が少し高いのかなというところはございます。

また、現在キッズスペースがございますがそちらの活用がなかなかされていないという部分に関して、今回の指定させていただく業者については課題感を持っておりまして、その部分について、より活用できるような方策を検討していきたいというようなこともございますので、そういった部分、これまでの経験といったところも評価の一つかと思いません。

○7番 岡田総務産業常任委員長 平出委員

○1番 平出委員 今出たキッズスペースですけれども、その正面にこのテレビがあったりして、その画面を見ようとする人たちにとっては邪魔なんですよね。そういう配慮もぜひ運営の中で検討していただきたいと、これちょっと要望ですけど入れてください。

○7番 岡田総務産業常任委員長 ほかいかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

○7番 岡田総務産業常任委員長 質疑ないようですので質疑を打切り討論を行います。討論ありますか。

中野委員

○5番 中野委員 私ちょっと反対の立場で討論をさせていただきたいと思います。

業者選定の審査会をきちんとやったことは判断は尊重したいと思っています。ただ私たちがこの場でその議会として判断するに当たって、指定管理者側の提案内容とかね、今話が結構出たんですけど、その収支計画みたいな詳細がやっぱり示されなくて8,500万の金額3年間で8,500万円の妥当性が検証できないまま、やっぱ採決が私の中でできないというところが一点あります。

みのわBASEはこの2年間すごく課題が指摘されてきたっていうところもあって新しいところでもあるのでもちろんそうなんですけど、改善途上だと思ってるんですよまだ。なので今回その提案をいただいて、継続した指定管理者になったのであれば、3年じゃなくて、1年、もう1年、その経過を見てやるべき。3年にしないというところが大事だと思っています。この2年はやっぱり施設管理側の関与があんまり感じられなかったのが事実で、町側のあのイベントとか、そうじゃない外部団体が運用するっていうものが多かったので、1年にして、その指定管理者の方がどんな運営をするのかを見るべきと思っています。人件費のところをすごくね、高く見積もったっていうお話もあったんですけど、人件費がどうなるか分からないので、その3年間見越した分をそこに上乘せすべきでもないと思っていますので、1年間をもう1年を見てほしいという点。

あと、やっぱりカフェの部分、収受できる部分はいかに生かせるのかというのをやっぱり1年試してほしいと思います。その部分が今は委託費の中に含まれているのでカフェで売り上げた分は、指定管理料から引ける部分だと思っているんですよ。なので、その自走化につながる仕組みが今後必要だと思っています。

こんだけ大きい施設を指定管理していくのって久しぶりの運営ではあると思うんですけ

ど、だからこそここがベンチマークになるので今後の施設のためにも、3年ではなく1年というところを求めるために反対討論とさせていただきました。

○7番 岡田総務産業常任委員長 反対の声がありました。ほかに賛成も含め、討論ありますか。

はい、どうぞ上田委員

○6番 上田委員 賛成討論します。

総務省でも指定管理は3から5年というのがまず通常っていうところと、あと基本的に1年でPDCAサイクルを回すっていうのは難しいから、中野議員のおっしゃるとおりそのサービスが低いのであれば、3年とかでサービスを改善していかないと逆に難しいんじゃないかなってことで3年は妥当ってことで賛成いたします。

○7番 岡田総務産業常任委員長 ほかに討論ありますか。

(「なし」の声あり)

討論ないようですのでこれで討論を打ち切ります。

それでは賛成反対それぞれご意見がありましたので、賛成から取りたいと思います。議案第16号箕輪町公の施設の指定管理者の指定について賛成の議員の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

○7番 岡田総務産業常任委員長 賛成多数ということで本議案については、当委員会としては可決すべきものと決しましたので、本会議でその旨報告をいたします。

それでは続いて、議案第17号 箕輪町第5次振興計画の計画期間の延長についてを議題といたします。

お願いします。唐澤課長

○唐澤企画振興課長 それでは、議案第17号 箕輪町第5次振興計画の計画期間の延長についてご説明をさせていただきます。

第5次の新計画につきましては、平成28年2016年度から令和7年度までの10年間の計画でございます。前期の5年間の中での経過の中の見直しにつきましては、令和2年からになりますけれども、新型コロナウイルスの感染症の蔓延。また前期5年間でのコロナ禍ということで、まちづくり地区懇談会なども開催できないということもございましたので、ご存じのとおり計画につきましては1年延長をさせていただきますして、前期計画につきましては5年間で予定したものが6年間となっております。このため10年間の計画自体を変えてございませんでしたので、後期計画は4年ということで見直しを実施したものでございます。現在につきましては3年が経過した時点でございますので、取組みの期間の確保、また、今回の取り組んだ後期の評価検証の期間が必要であるということ。また令和3年度の間見直しの中でコロナ禍でありましたけれども、社会情勢などの変化によります、目標値こちらのほうの見直しもさせていただきますしております。

また、新たな課題というところで、デジタル化DX、多様性社会だとか、またジェンダー平等、そのほかにもゼロカーボン、またSDGsなどのことも入ってまいりましたので、

新たに3項目の追加も行って現在取り組んでいるところでございます。

このように現在取り組み中の途中でございまして現在の計画と町の現状と、また課題につきましても相違がないこと、また、この10月1日で国勢調査が実施されておりました、その部分もございまして、計画期間につきまして、2年間延長したいものでございますので、よろしくご審議ご決定くださいますようお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○7番 岡田総務産業常任委員長 説明が終わりました。質疑を行います。質疑ありますか。

平出委員どうぞ。

○1番 平出委員 計画期間の延長については、特に異議がないんですけども、その中で具体的に人口だとか実質的にもう変わってる部分があるんですけども、そういった部分はどのように見直しをするのかしないのかについてお尋ねいたします。

○7番 岡田総務産業常任委員長 有賀係長

○有賀まちづくり政策係長 人口につきましては、今年3月、人口ビジョンの改定、それからまちひとしごと総合戦略のほうも併せて改定したところでございます。その人口ビジョンの結果に基づきまして、これまでの目標値と大きな相違はないというところになりますので、後期計画の際に見直した人口目標値をそのまま引き継ぐ形で2年延長したいと考えております。

○7番 岡田総務産業常任委員長 平出委員

○1番 平出委員 一応数値目標は2万4,500人以上ということになってるんですけど、それも既に下回ってるんですけど、そういうことは見直しが必要だと私は思いますがどうでしょうか。

○7番 岡田総務産業常任委員長 唐澤課長

○唐澤企画振興課長 先ほどのご説明の中でもさせていただきましたけれども、この人口ビジョン、先ほど係長からも説明しました昨年見直しを行いまして、今年度、現在一つの目標として取り組んでおります。

国勢調査につきましても、10月1日現在まだ速報値もこれからという状況でございます。

今回の一般質問の中にも町長からご説明をさせていただきましたけれども、人口につきましては住基の人口また、5年に一度の国勢調査の人口。今回の総合戦略、そのほか見ていただきましても、5年時一度の国勢調査、傾向的には長野県箕輪町もそうですけれども、人口が減少すると町長も説明させていただきましたけれども、そのような状況がございません。今の時点で算出を出すというよりは、この国勢調査の状況を見ながら、この2年間で今までの政策の評価等も行いながら次期の計画の中で設定していくのがよろしいかと考えている状況でございます。以上です。

○7番 岡田総務産業常任委員長 ほかいかがでしょうか。よろしいですかね。

(「なし」の声あり)

○7番 岡田総務産業常任委員長 質疑ないようですので、討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○7番 岡田総務産業常任委員長 討論ありません。採決を行います。

議案第17号、箕輪町第5次振興計画の計画期間の延長について、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○7番 岡田総務産業常任委員長 異議なしということで原案どおり可決すべきものと決しましたので本会議でその旨報告いたします。

【企画振興課・みのわの魅力発信室 終了】

午前11時30分 閉会

総務産業常任委員長

岡田 建=朗

署名委員 第6番

上田 子

署名委員 第12番

中澤 清明